

Title	徳川時代に於ける商業論の変遷
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.10 (1932. 10) ,p.1585(79)- 1615(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19321001-0079
Abstract	
Notes	慶應義塾創立七十五年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19321001-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川時代に於ける商業論の變遷

野村兼太郎

徳川時代を通じて町人階級が漸次に實際的勢力を獲得し、武士と雖もその前に雌伏せざるを得なくなつたことは、すでに古くから論ぜられ、一般に承認さるゝところである。すべて天下泰平となり、國內に於ける交易が安全となると共に、商業が発達し、商業が盛になると共に、商業階級が實際的勢力を得て來るのは何處に於いても當然の現象であつた。少くとも國民的統一が完成されば、それに應ずる商業階級の發展を生ずる。わが徳川時代は恰もこの時期に相應するものであつた。

徳川幕府が町人に對して採つた態度は時代に依つて相違する。私はこれを大體三つの時期に分つことが出來ると思ふ。第一期は初期の商賣自由の時代である。元和八年正月の京都町觸に「右諸國商人交易自由之儀諸人之要用也然者私之法を立多勢をくみし起證文を書不可諸商賣其身之意次第たるべし惣而就諸事結徒黨起證文を書事先規堅被停止之訖」と記せるが如く、(註)各人勝手に諸商賣を行ふことを命じた。この幕府の方針は幕府が對外

貿易を嚴重に制限した後にも變りがなかつた。即ち明曆三十四年九月には諸商人仲間一同之申合寄合等停止之事と云ふ令を出し、^(註六)又天和四子年二月町觸には「町中諸問屋諸職人何事ニ而も一同之申合一切仕間敷候尤商賣物直段之儀時々之相場ニ賣買可仕候」と命じてゐる。^(註七)勿論この頃になれば事實上一つの制度として問屋、仲間が發生しつゝあつたのである。しかし幕府は初期の態度を持續して何處までも一同の中合せを嚴禁してゐる。かくの如き商業自由の態度は明かに初期の商業發展を促がすに役立つたと考へられる。上記の如くすでに商業發達の好條件を具備してゐた時に、商業自由を認めたのであるから、發展には好都合であつた。この自由思想は學者の間にも認められる。例へば藤原惺窩が京師の豪商角倉貞順のために作れる「舟中規約」に、「凡回易之事者、通有無^三而以利入己也、非損人而益己矣」と云へるが如き、^(註四)明かに商業の價値を認め、自由を是認するものであらう。

かくて商業は發展した。その商業區域は日本全國に亘つた。他方生活の向上するにつれて商品は複雑化した。従つて當時の社會状態に相應する配給組織が構成されるやうになるのは當然である。即ちこゝに問屋制度、株仲間の發生發展を見るに至つた。前述の如き幕府の法令にも拘らずこれ等の制度は益、勢力を得、終には幕府もこれを承認し、さらにこれを利用し、運上等を取上げ特權を賦與するに至つた。勿論株仲間のあるものは特に警察的取締その他の理由から特許したものもある。例へば兩替屋、書肆、旅人宿、質屋、古着屋、古鐵買等についてなされたものはこれに屬する。^(註五)しかしがの江戸の十組問屋等の如きは商業の發展に依つて生じたものである。何れにして

も幕府は次第に同業組合を認め、これに獨占させるやうになつた。又幕府は他方を依つて一般の奢侈をも禁ぜんとしたのである。即ち新奇の品を作り人の好奇心をそゝることを禁じたのである。例へば享保六丑年に「諸商人諸職人仲間を究メ月行事を相定候事」なる法令を發し、むしろ仲間組織を奨励し、その中に「吳服道具書物類ハ不及申諸商賣物菓子類にても新規ニ巧出し候事自今以後堅停止たり若無據子細有之ハ役所江訴出ゆるしを受可仕出事」と令せるが如きである。^(註六)私はこの享保頃より天保改革までの間を第二期とする。幕府の立場よりすれば株仲間利用時代とも云ふことが出來よう。

天保改革と云ふのは、天保十二年五月、老中水野越前守忠邦がなした復古的改革である。この改革の中で忠邦は株仲間の解散を命じてゐる。向後仲間株札ハ勿論此外共都而問屋仲間并組合杯と唱候儀ハ不相成候。しかも賣買の自由を一般に認めてゐる。都而何國より出候何品ニ而も素人直賣買勝手次第たるべく候。^(註七)この法令の目的は物價の引下にあつた。しかし實際に於いては全く失敗に終つた。やがて嘉永四年三月諸問屋再興令に依つて舊態に復した。こゝにこの天保改革を詳論する必要はない。^(註八)唯この頃になると株仲間の勢力が商業の發展するにつれて増大し、その弊害も少くなく、幕府としてはこれを利用するよりも、むしろその害毒を恐るゝやうになつたのである。しかし當時の社會組織の下に於いては缺くべからざる配給組織であつた。これ忠邦の失敗せる所以であつた。嘉永四年に復活したのは全く止むを得なかつたのである。しかし幕府のこれ等の組織に對する態度は最早以前の如くではなかつた。例へば弘化三年水火の災あるに際し、問屋を再興するの議が起つた。その時町奉行の一人遠山左

衛門尉の意見に、「十組之名目、并一萬二百兩冥加上納金之儀は不被及御沙汰、只々諸間屋諸株古復之儀被仰渡にて可然哉に奉存候」の一節がある。(註九) 以つてその一斑を推測することが出来よう。

以上私は徳川時代の商業が發展するにつれて、問屋株仲間組織が發達し、それに對する幕府の態度の變化を略記した。一貫して云ひ得ることは商業階級の勢力の漸次に擴大して行つたことである。幕府が株仲間を認めたものも、又これを否認せんと欲したのも、何れも商業發展の反映に外ならない。かう云ふ經濟的状況を背景として、當時の經濟論者が商業及び町人階級について如何なる態度をとり、如何なる觀察を下したか。又それが初期より後期に至るに及んで如何に變遷して來たか。これ等の點を明かにするのが本文の目的である。

註一 「徳川禁令考」第六帙、一頁。

註二 同上 第五帙、三五二頁。

註三 同上、三五三頁。

註四 「惺窩文集」(日本經濟大典、第五十一卷所載に據る)

註五 「徳川禁令考」第五帙、三七五、三八一頁等。

註六 同上、三五四頁。

註七 同上、三六五頁。

註八 幸田成友、株仲間解放(同氏著、日本經濟史研究)三五八頁以下所載に詳細なる記述がある。ついで参照されたし。

註九 「江戸會雜誌」第二冊一八頁所載に據る。序に「江戸會雜誌」は「江戸會誌」の前身である。混同されることを恐

れて一言附記する。

二

農業を國家財源の主要なる對象とした徳川時代に於いて、一般に農業尊重の思想が強かつたことは云ふまでもない。それに對し商業は賤業又は末業と稱し卑賤なものとした。士農工商四民の末尾に座する者は商賈であつた。「三民は身體四支にして君は心氣の如し、三民一として不可欠、其間にも以農民爲重、農は衣食のよる所なれば也、……天下の事農より重きはあらず、(註一〇)これ徳川時代を通じて一般論者の有せる思想であつた。庶人の一等と云ふは、農が本にて工商は農を助るものなり、(註一一)この觀念は末期に至つても多くの論者の支持するところであつた。

しかし初期に於いては未だ商人を不要なりと考へる者はなかつた。先に引用せる如く、「三民一として不可欠」ものであつた。その理由は有無相通するを職分とするからである。商はあき人にて、居ながらあきなひするも、國々あり來て有る所の物を無き所へ通ずるも手に所作なく、金銀をもつて世を渡る分は、おしなべて商なり。(註一二)「遠方遠國に交易せしめ難きを以て、其間に中次をいたして其勞役を以て養を得る、是を商賈と號す、(註一三)「國に交易あらざれば有無を通ずること難し、是商賈の交易あるゆゑん也、(註一四)この議論の背後には明かに物の流通をよしとする考へ方が存してゐる。そしてそれは、「天道運而無所積。故萬物成矣。(註一五)とか、「天下之財寶者、天下之財寶、而非二人之財寶、能交易利潤、而通用萬物、(註一六)とか云ふ思想と關係づけられ、又易の「日中爲市、

致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、蓋取諸噓嗑と云へる支那思想に援助されてゐた。

しかし流通をよくし、交易を盛んにすれば、商業が発達し、町人階級が勃興することは當然である。當時の論者も又この事實に気がついてゐたのである。大郡小郡共に河海の通路よき地に都するとき、驕奢日々に長じてふせぎがたし。商人富て士貧しくなるものなり。(註一七) 四民のうち工と商をもつて町人と號せり、いにしへは百姓より町人は下座なりといへども、いつ比よりか、天下金銀づかひとなつて、天下の金銀財寶みな町人の方に主どれる事にて、貴人の御前へも召出さるゝ事もあれば、いつとなく其品百姓の上にあるに似たり。(註一八) 晉に百姓よあるばかりでなく、武士と雖も町人に頭が上らなくなつた。終には「とかくお公家様よりも、お大名よりも、町人にて金銀澤山なるほど、結構なるものはなし」(註一九)と一般に考へるやうになつたのである。

この關係は理論の上から見て一つの矛盾となる。百姓は尊むべきもの、町人は卑しむべきもの、然るに流通交易を旺にすれば、勞多き百姓は衰へ、骨折の少き町人は榮へる。そこで理論的にこの矛盾を救済しなければならぬ。それが義利の議論となる。町人は卑しき者である。何故ならば利を専らにするからである。「商賈の法交易の道不詳ときは、民利を貪ることを専とす」(註二〇) 義を忘れる。故に町人を教へ導き、商賈の制度を明かにしなければならぬ。町人が義を知り、貪ることなく、正しき利を得るならば、その利は正しい。「蓋如士之祿仕。農之耕稼。工之製器。商之交易。亦養體之計。是利而已矣。苟不爲貪汚之行。豈可爲非義乎」(註二一) かくしてその交易に對する勞力の報酬は認められる。山鹿素行の如き正當なる價格を定めんと主張する者もあつたのである。(註二二)

この議論から後世の商業道徳論は導き出される。およそ商のみちとは、金銀をもつて物を買とり、利倍をかけてうれる事をのみいふにあらず、商の字の心は商量といひて、物の多少好悪をはかりはかりて用をなし、利徳を得るはみな是商の類なり、いにしへは金銀をつかふ事なくて唯ものをもつて物に易たり、これを交易ともいへり、都て物の多少高下を量、損益を考へて、高利をとる事なく、有所の物を以て、なき所の物にかへ、我國の物を持行て、人の國の物にかへて、天下の財物を通じ、國家の用を達するを、眞の商人とはいふなり、(註二三) それはやがて町人階級の自尊心を構成する基礎ともなり、又心學道徳の根底となつた。「賣利ヲ得ルハ商人ノ道ナリ。……商人ノ賣利ハ士ノ祿ニ同ジ。賣利ナクバ士ノ祿無シテ事ガ如シ」(註二四)と云ひ、「商人ノ道ト云トモ何ゾ士農工ノ道ニ替ルコト有ランヤ。孟子モ道ハ一ナリトノ玉フ。士農士商トモニ天ノ一物ナリ。天ニ二ツノ道有ランヤ」(註二五)と論ずる。又町人が多く賤くなるを歎じながらも、次ぎの如く云ふ。「凡人間と生れ出る中に、高き賤き愚なるの品、さまざま、有中に、取分商家に生るゝ輩は、其こゝろざしの賤くなる事何故ぞなれば、今日邪智貪欲の仕業を見聞ならひ、眞の心ざしなく非道に人を妬み、或は恨を含みて益なき事に人をそしり、つねに述懐たへず不了簡の事のみ心苦しめ世に往甲斐もなく、うか／＼と一生を過果ることを淺ましけれ、いか程賤き家に生るゝとも、其こゝろざしを實にして善人にうつさば、智者とも勇者とも藝者とも有徳人ともなかならざるべき、商家に在ては金銀を儲け、出世をおもふより外有まじき事にて、其儲け様の工夫においては、不斷誠の心ざしこそ大事なれ、其誠をもつてなさばいかなる事にも及ぶべし」(註二六) 利を追及する商業の目的と利を否定する武士的道徳との調和を計らんとするもの

である。しかし町人を賤しとする觀念は久しい後まで抜けなかつた。しかし賤しと感ずる内に、町人とても武士と異ならずと云ふ思想は町人の社會的地位が増進すると共に強くなつて來たのである。

註一〇 山鹿素行「山鹿語類」卷之五

註一一 熊澤藩山「集義和書」卷之八。

註一二 同上。

註一三 「山鹿語類」卷之五

註一四 同 卷之六。

註一五 貝原益軒「自娛集」卷之一。

註一六 「山鹿語類」卷之十二。

註一七 「集義和書」卷之十三。

註一八 西川如見「町人叢」卷之一。

註一九 落月堂操庵「近代長者鑑」卷之四。

註二〇 「山鹿語類」卷之六。

註二一 「自娛集」卷之四。

註二二 拙稿「山鹿素行の經濟學說」(本誌第二十五卷第四號所載)

註二三 「町人叢」卷之一。

註二四 石田梅巖「都鄙問答」卷之二。

註二五 同上。

註二六 「商人平生記」。

三

以上の商業道德論にも拘らず、町人の利己的行動は一層烈しくなつて來た。到底一片の道德論を以つて抑止し得べき筈もない。他方前述の如き町人階級の發展が農民階級には羨望を生じ、武士階級には反感を高めた。従つて中頃以降益々、商業に對する批評が多く現れるやうになつた。今この商業に對する反感より生ずる商業抑止——又は進んでは商業廢止——の議論を見ると、大體二個に分かつことが出来る。一つは奢侈との關係から述ぶるものであり、他は農業との關係から云ふものである。しかしこの二つは分かつべからざるものである。故に兩者とも結局に於いては金銀使用、即ち貨幣に結びつけられてゐる。しかし先づ兩方面から別々に觀察してゆくのがこの場合便利であると思ふ。

徳川時代の經濟論者が殆どすべて論じてゐるのは奢侈と節儉である。しかし奢侈とは何ぞやと云ふ問題になると頗る不明瞭である。例へば「つかふべき義理なきにもむざとつかひ、ついやしたふべき道なきにもみだりにあたへ、すこしの褒美あるべき忠功に過分の知行を加恩し、家作諸道具以下なによつても分過をこのみ、財寶をおしみたくわへざるを世俗きようといへり。」(註二七)きようとは浪費に近いものを云ふ。あるひは「民に分限を守らしむれば、豊なれども奢ることなし」と云ふ。(註二八) 何れも分限を基本とする抽象的議論である。

しかしこれを具體的に云ふ時、殊に社會全般について述ぶる時、彼等の議論は當時の社會が漸次に向上せる生活

に向ひ、萬事物質的に豊かになり、便宜になつて來たのに反對するものとして現れて來る。茶碗皿。よろづの焼物の多事。五十年前には。二十倍なり。むかし一通りもちたる者は。今は十通も持候。澤山なる故に。大事とせず。わりくだけ候。是は猶以今の十分一にしても。人の迷惑に及べからず。」(註二五)又云ふ。「されど此六七十年前迄は、世間今よりも猶繁華なりしが、もとより驕奢を好むの俗はありながら、儉素を尊ぶの人もおほくありき。……いつしかさやうの人もうせはて、在朝の士大夫世祿に浴し、泰平なるまゝに憂き事をしらねば、宴安をのみ懐ひて其鴆毒なる事をさとらず。驕奢淫佚こゝに至るもあやしむにたらず。」(註三〇)

かくの如き奢侈は生活の向上と共に甚しくなる。殊に金銀を使用するに至つて町人の生活は著しく奢侈になつた。商家はもと四民の其間に立て諸國に往行し、其有無を交易するを主る職也といへど、金銀を自由にするを以、表は四民の下へ屈るに似て、心は四民の上に高し、凡そ世上の金銀官庫の外に通用する所、十にして八九は皆當に商家の手に有て、世界の事として不_レ及事なし、諸侯大夫も是が爲に其臣手を措て借用する事を忠とする世となれり、……凡そ今の世の商たる事、底は商にして表は商にあらず、腰に秤をさ_レず、手に枴をとらず、船を用ひざる事を不_レ苦、士と商と共に白眼して頭をうなづき、一咳にして忽千金萬金と成事、中古より起て身に錦を着、口に美味を食して、奢り是より超過し來る。世奢り人辰巳上りに成事は、近年皆此街商の身の上に出で能く四民に及ぼす、(註三二)事實町人が奢侈に耽つた例は頗る多い。三井三郎左衛門は「會て商人心は無_レ之様に榮耀に暮し、茶湯道具數多買上、數寄屋を建て慰み、後に聚樂にて松屋町通に引籠り、あくまで心奢りて様々に普請し、庭數寄歌風流成事人に越、盤將其外遊藝に能達し、町人には無類の榮耀者也。」又三井六右衛門は「中々商賣に構ひ不_レ申奢り餘り、後は鳴瀧に山莊をかまひ夫へ引籠り、種々の榮耀を極めける、其頃鳴瀧の龍宮と沙汰いたし候。」(註三三)この類の實例は誠に枚擧に遑がな_レい。

かくして奢侈は金銀遣ひより生ずる。金銀遣ひは町人に利益を與ふること大であり、彼等の生活を奢侈潛上ならしむる。こゝに於いてこれ等町人の奢侈を抑止しなければならぬ。然らざれば武士を始め一般の生活は益々奢侈となるのみである。一定の収入に依つて生活する武士は益々困窮するのみである。それには金銀遣ひであることが問題となる。今さらに進んでこのことを論ずる前に、先に提出した他の方面から商業を論ずる諸説を紹介して置きた_レい。

農は國の本である。これは以前にすでに述べた。然るに實際として農は勞多くして利が少ない。かつ一般に農を尊重しない。農民は日夜勤勞すれども、やゝもすれば、水旱風蟲の災ありて、その利少し。歲凶して土貢を納むることを缺けば、妻子をうり、身を賣るに至る。年豊なれば、米穀價やすくして、困窮をまぬかれず。利少き故なり。工人はその勤、農に及ばざれども、その利多し。商人の利は工に倍す。故に農人は漸々に減じ、工商は年々に増す。田を作る者は少くして、器を造り、貨物を商ふ者多し。」(註三四)その上、「百姓農人といへば、大小貧富の差別なく、これを下品として賤しめ、町人の富るものを、富貴の人と敬ひ重んず。」(註三五)この現象はその後すつと繼續せる事實である。故に同様の觀察が幕末期の論者からも發見し得る。例へば「町家商人共は四民の末列に居候て、諸士百

姓之間にはさまれ、其餘澤をなめて經營仕ものに候間、諸士百姓さへ豊饒に成候得者、商人は其ま、御構不_レ被_レ成候ても、自然と繁昌仕候事と相見へ申候、當今人情太平の化に浴して、遊惰にふけり奢侈に走り、農をいとひ、商を羨申事、上下困窮之病根に御座候、此病根を療治仕候工夫は、商をいやしみ農を尊ぶしかけに不_レ仕候ては相成間敷……(註三五)と云へるが如きである。

その原因は何處にあるか。末代世の中金銀つかひと成て此來、天下の金銀寶貨、みな商人主どりて、米穀諸色價の高下、みな商人の定る事となり、世界の金銀ことごとく町人の手に落集り、世上の華美、多くは町人の風俗より始り、花車風流のあそび多ければ、いつとなく百姓は風俗いやしく見えて、人に侮られ、賤しめらるゝ世となれり、(註三六)そこで問題は再び金銀遣ひ如何に歸する。

當時の論者中商業を以つて不用なりと考へる者は甚だ少なかつた。却つて幕末の論者中に少しく發見し得るぐらゐである。例へば高野昌碩が「遊民と申は商人などの類にて、耕さずして食ひ、織らずして着る者共之儀に御座候、是即國家之爲には實に浮蠹と申者に御座候」と云へるが如き、(註三七)又林子平が、「町人と申候は只諸士の祿を吸取候計にて外に益なき者に御座候、實に無用の穀つぶしにて有_レ之候間、何か被_レ召使様可有_レ之奉_レ存候」と云へるが如きは、(註三八)その極端なるものである。しかし一般に商業を不生産的なものと解してゐたことは明かである。故に商人の増加は彼等の理論から云ふも賛成出来ない。何故ならば當時の論者が屢、引用する大學の「生_レ財有_レ大道_一。生_レ之者衆。食_レ之者寡。爲_レ之者疾。用_レ之者舒。則財恒足矣。」と云ふ聖教と一致しないからである。

しかし商業の發達は單に理論に於いて是認し得ないばかりではない。實際問題として支配階級たる武士を脅かすものであつた。即ち一方前述せる如き農民の減退、延いて農村の疲弊は租稅收入の減少となり、他方生活の向上、物價の騰貴は武士の生活を困窮せしめた。従つて當時の多くの論者は商人の増加、商業の發達を限定せんとするに至つた。しかしこれ等の議論に至れば、最早單に商業階級に對する反感からのみ生じたのではない。武士階級の生活それ自體を危くする財政困難の對策として論ぜられたものである。故にこの點を次ぎに明かにしよう。

- 註二七 中江藤樹「翁問答」下卷之本。
- 註二八 貝原益軒「君子訓」中卷。
- 註二九 熊澤蕃山「集義外書」卷之一。
- 註三〇 室鳩巢「駿台雜話」卷之二。
- 註三一 田中丘隅「民間省要」上篇卷之七。
- 註三二 三井高房「町人考見録」序之卷。
- 註三三 「君子訓」中卷。
- 註三四 西川如見「百姓鏡」卷之一。
- 註三五 高野昌碩「籠田之水」。
- 註三六 「百姓鏡」卷之一。
- 註三七 高野昌碩「富強六略」。
- 註三八 林子平「上書」第一。

四

武士階級が財政困難の結果、町人の援助を受け、それだけ支配者としての威權も冒さるゝことゝなつた。そこで多くの經濟論者がこの問題を取扱つた。と云ふよりも武士階級の財政困難が多くの經濟論を生じたと云ふ方が正しい。従つてその對象として商業及び商人を問題とした。

何が故に武士階級の財政困難が起つたか。種々なる原因が個々の現象について指摘された。奢侈なる生活、物價の騰貴、參勤交替、その他多くの點が指摘された。しかし結局は貨幣經濟が問題となり、經濟上の權力——當時の用語を以つてすれば財用の權——が下に、即ち商人の手に移つたからであるとされた。この點を最も早く明瞭に指摘してゐるのは熊澤蕃山である。即ち「士民困窮する時は、工商の者粟にかふべき所を失ふ。たゞ大商のみますます富有成なり。是財用の權庶人の手にあればなり。」(註三九)その以後に於いてこれに類する議論をなした者は頗る多い。今一二の例を探れば、「凡て下民ノ狡猾ニテ利ニ敏キコトハ、如何ナル智者モ及ビ難シ、是皆利權下ニアル故也、利權トイフハ、物ノ利ヲ自由ニスル權利ナリ、善ク政ヲ行フ人ハ、上ニテ利權ヲ執テ、下民ニ利權ヲ持タセヌ也」(註四〇)と云ひ、又あるひは、「諸商賣物の直段相場杯は、上より被_レ相立候様に仕度事にて御座候、直段相場御吟味有之候へば、町人共不法の商賣を致得ず候、當時にて申候へば、現米渡りの節は米直段を賤く致し、盆暮杯には錢を貴く仕候、總て是のみに不_レ限、諸商賣の致様皆如斯にて有_レ之候、是は右權柄町家に有_レ之候故にて御座候」(註四一)と云へるが如きである。

町人が天下の財用の權を專にしてゐるがために、物價は彼等の思ふがまゝに左右され、武士の生活は困窮する。

町人がこの權利を有し得ることを明白に主張する論者に堤正敏があつた。「凡天下の大權三ツ、兵權・法權・利權是なり、兵權は則兵馬の權天下の王命に隨はざるものをば征伐するの靈なり、法權は法令の權、天下の不平を平にするの具なり、此二ツのものは、王者の執て天下を制する所なれば、漫にこれを借るものは、忽ち誅戮せらるゝ事なり、利權は富者の執て餘贏を收る所、これを主といへども誅せらるゝ事なし、如何となれば、貧富の道は人主といへどもよくこれを奪予する事あたはず」と斷定し、「可見利權之所_レ在、與_レ人主同_レ柄也」と云ふに至る。(註四二)しかしこの堤正敏の議論は文久二年の刊本に現れたものである。その以前に於いては財用の權を武士の手に收めんと論ずる者が多かつた。然らば如何にして効果を擧ぐべきであるか。その方法については種々なる議論があるが、積極的に財用の權を武士の手に奪回せんと論ずる者と、消極的に財用の權が町人の手に移ることを防止せよと論ずる者とあつた。先づ後者についてその大要を説明しよう。

町人が財用の權を獲得するに至つたのは、天下が金銀遺ひになつたからである。故にこれを防止するためには、その原因を除去すればよい。即ち貨幣使用を止めて、自然經濟に復歸すればよい。熊澤蕃山の米遺ひの論、荻生徂徠の武士土著論等は、何れもこれに屬するものである。米の直段を錢のごとく定て、京大坂江戸諸國共に諸色を米にて賣買し、吳服所をはじめ、米にて渡さば其下の職人にも米にて渡し諸物米にてかふべし、東國衆の京の買物、西國衆と米爲替にもなるべし」と云ひ、(註四三)「武家知行所ニ居住スル時ハ、家居ニハ所ノ木ヲ切ツテ作り、米ハ年貢米ヲ用ヒ、味噌豆モ處ニ生ズル、衣服ハ織ツテ着ル、衣食住ニ物入ルコト無ク、下々ノ切米モ米ニテ取ラセ、又

大小衣服ヲ許ス時ハ、分限成ル百姓ハ皆家來ト成リ、人返シヲスル時ハ、奉公人他へ住ムコト成ラヌ故、皆地頭ノ家來ト成リ譜代ト成ル、去レバ米ヲ賣テ金ニスルコトハ入ラヌコト也」と云ふのも(註四四)何れも程度の差こそあれ貨幣經濟を否定し、商業活動の餘地を少なからしめんとするものである。

この議論は幕末に至るまで相當勢力を有してゐた。しかしこれは畢竟するに時代の發展に相反するものであつた。實行不可能の議論であつた。それにも拘らずこの種の議論が相當有力に主張されたのは、一つは武士を中心とする社會に於いて武備充實の理論的根據となり得たからである。城下詰にて居候へば、自然と奢侈花麗に相成、衣服飯食の費多く有之候故、面々の祿をば皆商人に吸取られ候て窮迫仕候故、中々武備杯心がけべき様は無御座候、却て只今迄所持の武器をも賣代なして用ゆる體に罷成候は、城下詰にて居候害にて御座候、然故に士をば在郷へ差置候事、武備の主意にて御座候、(註四五)他方に於いて商人を除外することは奢侈を禁止する上に止むを得ない手段であつた。交易のために商人もなくてはかなはぬものにて、商人の多きほど國のためにも民間のためにも自由はよきもの也、然れども惣じて自由のよきはよき程損あり、何事も自由よければそれだけ物入多く、不自由なれば物入はすくなし、然るに今の世は人ごとにて我おとらじとよきものをのぞみ、自由なるうへにも自由よからんとするから、商人職人年月月に便利よく自由なる事めづらしきものなどを考へ出し作り出してこれを賣ひるむるゆゑに、年月月によきもの自由なるもの出來て、世上の人の物入は漸漸に多くなること也……これみな世中の奢り長ずるにて、畢竟は困窮の基となることぞ、(註四六)こゝに彼等の道徳的理由をも合せ見出すことが出来るのである。

これ等消極的議論を生ずるに至つた根底を見るに、一方武士が町人と利を争ふことを潔しとしないと云ふ從來の氣風と、他方利を争ふことに於いては武士は到底町人に及ばないと云ふ實際的考慮とから出發してゐることが解る。すでに最初に指摘せるが如く、商業は問屋仲間を経て行はれてゐる。彼等の間には密接な聯絡がある。貨物ニハ各行家アリ、行家トハ、今ノ世ニ云問屋也、行家ニハ必黨アリ、黨トハナカマナリ、江戸、京、大坂ヲ始トシテ、其外處々ノ行家等黨ヲ結デ一朋也、何事ニテモアレ、國家ニ變アリテ物ノ價ヲ増スベキ時ハ、驛使ヲ馳テ其黨ニ告知ラヌル故ニ、國ノ急ニ乗ジテ、即時ニ其價ヲ貴クシ、或ハ乏キヲ見テ、有力ノ行家其物ヲ占ル故ニ、卒ニ騰躍スル也、四海廣シト雖ドモ、掌ニ握タルガ如クニ自由ヲナスハ、黨ヲ結ブト、驛使ノ往來便利ナルトハ故也、茲ニ至テハ、上ヨリ嚴令ヲ出シ、刑罰ヲ立テ威セドモ、如何ニモスベキ様ナシ、又商船ノ東都ニ來ルヲ海上ニ留置テ、貨物ノ乏キ様ニナシテ、價ヲ騰ルコトアリ、(註四七)幕府は株仲間の獨占を許してゐる。この種の弊害の生ずることは止むを得ない。單に漠然とこれと對抗せんとすることは不可能である。消極策以上に出づるを得ない。しかしもし町人と利を争ふことを不可としないならば、又もし町人と相争ひ得る能力ありと考へたならば如何であらうか。丁度町人の方から町人の利を得るのは武士が祿を取るに等しいと考へたやうに、武士も利を争つてよいと考へるやうになれば、そこに違つた解決策が考へられよう。即ちこゝに積極的對策が主張されるのである。

先づ始めには、凡そ今の諸侯は、金なくては國用足らず、職責もなりがたければ、唯如何にもして、金を豊饒にする計を行ふべし、金を豊饒にする術は、市賈の利より近きはなし、諸侯として市賈の利を求むるは、國家を治む

る上策にはあらねども、當時の急を救ふ一術なり」(註四八)と云ふ程度であつた。町人と利を争ふのは面白くないが、止むを得なければ致方がないと云ふ程度であつた。然るにさらに一步を進め、武士も商人なりと斷ずるに至つた。「武士の風として金を賤しむことなり、金を賤しむゆへに金へらくと無くなるなり、金を貴ぶ人をば大に笑ふて商賣中の人なりと云こと武士一統の風なり、商賣人の風とて笑ふほどなれば、己れは商賣せぬかと云へば、先大國の大名より年々米を賣りて金にして、扱公用を勤め萬事とふなり、米を賣るは商賣なり、大國の大名より、皆商賣中の人なり、商賣中の身分で居ながら商賣を笑ふゆへ、己れが身分と所行と違ふなり、貧になるはづのことなり、」(註四九)この點に至れば武士が商業を行ふことは全く問題でなくなる。

註三九 「集義和書」卷之十三。

註四〇 太宰春臺「經濟錄」卷之五。

註四一 林子平「上書」第一。

註四二 堤正敏「商道九篇國字解」卷之四。瀧本誠一博士に「堤正敏の商業論」なる論文がある。同氏著「日本經濟學史」一三六頁以下に收録されてある。参照されし。

註四三 龍澤藩山「大學或問」下冊。

註四四 荻生徂徠「政談」卷之二。徂徠の學說については、拙稿「荻生徂徠の經濟論」(本誌第二十六卷第八號所載)参照。

註四五 林子平「上書」第一。

註四六 本居宣長「秘本玉くしげ」上。

註四七 「經濟錄」卷之五。

註四八 太宰春臺「經濟錄拾遺」春臺の學說については、拙稿「太宰春臺の經濟論」(本誌第二十六卷第二號所載)参照。

註四九 海保青陵「善中談」。

五

武士が商業を行ふことになつても、個人々々にせば、それは到底町人の敵ではない。當然幕府とか藩とかの政治的權力に據るより外はない。所謂官營である。加ふるにこの商業の目的が金銀の獲得にあるのであるからして、勢いこれを主張する時マカチリズム的傾向を帯びざるを得ない。私は今こゝに極めて單純な議論から漸次に精密な主張に進んで行つた過程を例に據つて説明しよう。

素朴な商業官營論は元より各藩の收入政策として主張されたものである。太宰春臺にもこの種の意見があるが、他の場合に於いてすでに紹介したから、こゝでは他の一例として林子平の意見を述べよう。彼は云ふ。「諸商ひ物を他國より仕込候事可被相禁候、藥種書物杯の如く世上に無て不叶物にて、御國にて出來不致物は格別の事にて有之候へ共、當時は無益の器物食物迄他國仕込にて仕候、此事は御城下在在とも可被相禁候、他國へ物を賣出し候と、他國より物を買入候と、出入の二ツに大に國の損益ある事にて御座候、」(註五〇)町人を無用の穀つぶしと考へ、價格の公定を主張した子平は一國の繁榮のためには、他藩に對し大いに商業を行ふことを主張したのである、彼は明瞭には官營を主張してゐない。しかし政府の力に依つて保護し、「お世話」さるゝことを希望してゐる。他國へ物を賣出すと云つても國內に産物がなければ駄目である。そこで地利を盡すことの必要を力説し、大いに國産を

獎勵してゐる。とかく土産の多きは國の益となり、土産のなきは國の損にて御座候、其品は土産を取て他國へ廻候時は、他國の金銀手前へ入申候、又諸物を他國より買入候時は、手前の金銀皆他國へぬけ出申候、當時御國は諸物大半他國より仕込候故、御國中の金銀皆他所へ出申候、因て土産を多く御仕立被_レ成置候て、他の金銀御國へ入候様に可_レ被_レ成置候、^(註五二)林子平の議論は官營論としては春臺ほど明瞭ではない。しかし國內に金銀を吸収することを力説する點に於いて重金思想の例として著しいものである。

この程度の官營論はかなり多くの主張者がある。例へば「今まで納屋物にして、民の自分にてまわしつけたるしるもの多かるべし、これをも上の荷にしてやりて、先き方のしきりやすい時には上にてかいあげてやりて、大荷物にして外の所へまわしてやるべきなり、もと先き方にて相場をやすふ仕切るは、民の納屋物小荷物ゆへに、問屋でも蹴ることなり」云々^(註五三)と云へるが如きも又一種の官營論に外ならない。

然るに外船の渡來が漸く頻繁になり、對外的知識が増大すると共に、この種の商業國營論も甚しく擴張され、論旨も整備して來た。中にも本多利明の主張するところは最も見るべきものがある。先づ渡海運送交易——即ち對外商業は國君の天職であると云ふ。官の船舶なく渡海運送交易を商民にのみ任ずるに於ては、追日追月士農二民困窮して、凶歲饑饉に當れば、萬民に先だち農民多く餓死して、田畑の亡處出來し、國產減少し、天下の國用不足となり、國家の衰微到ると云ふ。^(註五四)この言葉はやゝ誇張の感を與へる。しかし彼の根本的經濟論を探れば、必ずしも誇言ではない。こゝで彼の學說を詳述することは出來ないが、大要を述べると次の如くなる。食物の増加は到底

底人口の増加に及ばない。この限りなく増加する人口を富み榮へしむるためには、當然商業に依つて他國から物資を獲得して來る必要がある。これが彼の議論の根本となる。かつ交通運輸の便を開けば物價は平均し、庶民の苦痛を救済し得る。然るにこの重要な商業を商民の手に一任する。商民は唯利を追及し、庶民の災害を顧まない。この「交易に商賈の家業と國君の天職との差別あること」を知らないことは、上記の大害を國家に齎らす所以である。

「商賈の所爲は其國其處の産業を句能き時に下直に買得て貯へ置、水旱風損杯異變を待居て、是が爲に相場引揚げ高直となる時、則其國其處へ元直段より數倍高直に賣て高利を貪るを、民と利を争ふと云て、君子の決てせざる所なり、^(註五五)この點に商人と道徳的に全く異なることを主張する。これは當時の官營論者の多くが主張するところであつて、例へば後に述ぶる佐藤信淵の如きも、商業を取締つて得たる益金はこれを「皆悉く時き散して御仁政を施し、下々の貧窮を救ひ、其の金の殘て溜らざる様に散すを法とす、^(註五六)と主張してゐる。國營を以つて純粹の營利業と見做さない慣例は今日と雖ども強く残つてゐる。

本多利明の議論に歸る。上述の如く對外商業の必要を力説した利明も又重金思想の所有者であつた。「自國を豐饒の富國となさんは、外國より金銀銅を取込の外に道なしといふ、其說至極左あるべし」と賛し、工業品を製作すべき理由を次ぎの如く説明してゐる。然れども其金・銀・銅を取込には、自國の産物を用て外國の金・銀・銅と交易し、利潤の金・銀・銅を得るの外に道あるまじ、其産物は自國の産物と、他國の産物と互格なり、交易も互格なれば得所の利潤にも勝劣あるまじ、然るを如何して大利を得る哉……總て産物は其國より自然と出産する産物のみを

用て、外國と交易すれば、自國と他國の勝劣なし。勝劣なければ五格にして、利潤も亦勝劣なし、其勝劣あるは自然産物と、人巧産物の多少に縁て勝劣出来、貧富と分れ、其兩端遙に隔るなり、故に「自國を豊饒の富國となすの根本は、人巧の奇器・名産の多く出産する制度を建立するにある事明白なり。」^(註五六)即ち明白なる商工立國を主張する者である。やがて明治初年前後に主張された商工立國策の先驅をなすものと云ひ得るであらう。

しかしさらに一層組織的なる商業論を主張せる者に佐藤信淵がある。勿論信淵の議論は自ら復古法と云へるが如く、「伊尹が商賈を管して、産を括て萬貨を官に輻湊し、五市交易を勵しめ、懋めて有無を遷し、居を化して輕重を通移し、開闢決塞し、且つ高下徐疾の筈を行ひ、其抽税を積立たるは先づ、財用の湧き出づる淵源を開て大に官庫を富有し、金銀・米錢滿ち溢れて置き處の無きに至らしめ、乃ち其の金銀・米錢を時き散して廣大無偏なる仁政を施し、天下の貧富片落到成りたる宿弊を除きて、下民の窘急を救ひ貧富の無きに至れり、^(註五七)と云ふのをその理想としたものである。しかし當時内に甚しき財政難あり、外に外船の渡來するあり、加ふるに町人階級は漸次に社會機構内部に勢力を有するに至つた。然るに當局は依然質素儉約を令し、退嬰的對策以外に何等施すべき手段を知らなかつた。その無爲無策に對し、慨然これを主張せざるを得なかつたものであらう。

彼はその實行方法を次ぎの如く記してゐる。「官より以後諸産物交易の事は御取締あるべきの令を下し、三箇津其の外公儀御領都會の地に役所を立て、諸國より集りたる産物を役所の帳に記し、此を問屋に賣り捌かせ、其の代金より僅かなる抽税を收るなり、^(註五八)これに依つて見れば、國內の商業は唯官に報告せしめ、租税を徴するに止る

が如くである。從來存せる問屋制度の配分組織はこれを維持するもの、如くである。しかし彼の他の著作に於いて次ぎのやうな記事に逢着する。「夫五市交易は實に國家の大事なるを以て、其權柄をば悉く此府(融通府)に於て掌握し、商民等は其性の好む所の物を賣買することを課し、各自に厚く餽粟を賜はりて此を役使し、私に交易することを嚴禁す、故に皆是融通府の自隸たるに過ぎるもの也、然りと雖ども、能く其事に精妙にして功を積み勞を累ぬるに及では、漸次に昇進して此府の奉行にも至ることにて、其位階の等級に従ひ、餽粟に多少あるは勿論なり、況や外國通商の事業に至ては凡庸の賈人等の及ぶべからざることも亦最も多し、故に商民たりと雖ども、博學にして俊才あるに非らざれば、國家の大用を達して境内を潤澤し、貨物を充滿せしむるの勳功を立つること能はず」と述べてゐる。^(註五九)これに依つて見ると、商人も全く一種の官吏となり、商業は國家の經營に移り、それが内地の商業たるに對外貿易たるを問はない。

以上の二種の方策について、信淵の理想とするところは後者にあつたことは明かである。すべての人民を農事、物産、百工、融通、産軍、水軍の六府に分ち屬せしめ、一種の國家社會主義的施設を行はんことを欲した信淵はあらゆる商業を融通府の下に統轄し、それを以つて豊富なる財源たらしめんとした。彼が對外商業を如何に重要視したかは、次ぎの一句を以つても想像し得るところである。「抑も國家をたもつ者の第一要務は、慈愛を深くし信義を篤くするにあり、第二は、外國に航海して通商交易するにあり、と述べ、凡國家の大利を興す者は、通商交易するより大なるは無し、故に斯業を興さずんば、永久に慈愛を深くし信義を篤くする政教も得て行ふべからず」

と斷言してゐる。(註六〇) 彼をしてこの言をなさしめたのは、歐洲に於ける商業資本主義の對外發展に關する知識に刺戟されたものであらうが、又當時に於ける商業の重要性を十分認識してゐたと云ふべきであらう。

註五〇 林子平「上書」一。

註五一 同上。

註五二 海保青陵「稽古談」卷之五。

註五三 本多利明「經世秘策」卷之上。本多利明の學說について詳細は他の機會にゆづる。本庄榮治郎博士に「本多利明の經濟說」なる論文がある。同氏著「經濟史研究」五一頁以下に收録。參照されし。

註五四 「經世秘策」卷之下。

註五五 佐藤信淵「復古法」。

註五六 本多利明「經濟放言」。

註五七 「復古法」。

註五八 同上。

註五九 佐藤信淵「垂統秘録」。

註六〇 同「防海策」。佐藤信淵についての研究は比較的多い。その主なるものを挙げれば、石川半山「佐藤信淵」、飯村粹「佐藤信淵翁傳」、獲麟野史「日本偉人傳」、秋田縣教育會編「佐藤信淵」、中田公直「佐藤信淵の農政學說」、羽仁五郎「佐藤信淵に關する基礎的研究」等がある。

六

武士階級がその財政難から財源を土地以外から求むることは自然な過程である。そしてやがてそれ等の財源提供者が政治的に進出する基礎を作り上げるのであつた。然るに徳川時代の經濟論者は一般に直接商人に租税を賦課することを好まなかつた。それは物價騰貴の原因となることを恐れたからである。冥加金、運上金の形式を以つてすることに反對した。そこで理論としては上述の如き商業官營論に進むより外なかつたのである。これ等の論者はその程度の差こそあれ、政府の權威を以つて複雑なる商業實務を統制し得ると考へてゐたのである。勿論理論として不可能なこともなく、現に今日に於いても統制經濟の實行が主張さるゝくらゐである。しかし當時の状態に於いては到底實行し得るものではなかつた。むしろ消極策の自然經濟に歸るよりも、より困難であつたかも知れない。發達せる當時の商業は單純なる頭腦の所有者たる武士階級が制御し得ざるほど進歩してゐたのである。當時に於いてもこの商業の複雑性を認識してゐた者もなくてはならない。

當時商業を統制せんとする論者は、官營を主張しないまでも、少くとも物價の制定を主張してゐる。しかもそれが容易に行はるゝかの如く主張する。しかし實際に於いて物價を調節し得ずして、當路者は常に苦しめられてゐたのである。故にある者は「米ノ高下ハ年ノ豊凶ニヨリテ、聊カモ人力ノ及ブ處ニ非ラズ、下直トテ公儀ヲ始メ市中へ買ヒ米仰付ケラレテモ、凡大數知レタル事ニテ、……」と述べ、米價調節の不可能を述べ、「米穀相場ノ儀ハトテモ人力ノ及ブ處ニアラズ」と斷じてゐる。(註六一) 所謂自由放任を主張するものと見ることが出来る。

さらに明瞭に物價に干渉することを非とする者に山片蟠桃がある。「スベテ物價ノコトハ無理ニ賤キヲ欲スベカラ

ズ、貴トケレバ買ザルニシクハナシ、只價ハ商賈ニ任サルベシ、貴クシテ買人ナケレバ賤クスルノ外ナシ、……只奢侈ヲ禁ジラレバ價ハ下ルベシ、元ヲ制セズシテ末ヲ制スレバ、元ノ爲ルモノ少クナリテ用ユルモノ減ズベカラズ、スデニ爲ルモノ少クシテ用ユルモノ多シ、豈貴カラザルコトヲ得ンヤ、又爲ルモノ多クシテ用ユルモノ少シ、豈賤シカラザルヲ得ンヤ、然ルニ爲ルモノ用ユルモノ、物ノ有無多少ヲ論ゼズシテ、只價ノミヲ賤クセントス、我ハシラザルナリ、物ハ多少ニヨリテミナソレノ價アリ、シヒテ價ヲ減ゼントスベカラズ、(註六)物價は需要供給の如何に依つて定まる。しかもそれは何人かの命令に依つて定まるのではない。又人が仲間を作つて定めるのではない。全く自然に定まるのである。蟠桃は米價の例に依つて次ぎの如く云ふ。今西國ニ蝗ス、飛檄ヲ以テ米ヲ買時ハ價躍貴ス、奥州豊ニシテ米ヲウル時ハ崩下ス、四國ニ風アレバ船ヲ飛シ買ヘバ又上ル、……淺間島原ノ炎上出羽ノ地震中國津浪ニ至ルマデ、コトノクヒマキテコトヘザルハナシ、神アリテ告グルガ如シ、帥アリテ指揮スルガゴトシ、天ヨリ命ズルニアラズ、人アツマリテ比黨スルニアラズ、西ニ買東ニウリ北ニカヒ南ニウル、或ハ上リ或ハ下リ或ハ保チ或ハ飛ブ、朝々暮々入船入檣ノ度ゴトニ高下スルコト響ノ聲ニ應ズルガゴトシ、然リト雖其道ニツ、曰賣曰買、ソノ應ニツ、曰貴曰賤、唯コレノミニシテ天ニアラズ神ニアラズ、行ト事ヲ以テ示スモノハ即人氣ノ聚ル處、又コレ天ナリ又コレ神ナリ、千人百人ノ力ノ及ブキニアラズ、(註六三)

その論するところは所謂科學的精密さを缺く。しかしその市場價格を決定するものは賣と買、供給と需要とであつて、それに依つて上下變動すること、人力に依つて妨げ得るものではない。結局これ等のことは武士役人のよくし得るところでない。商人に一任さるべきものであると説く。これは蟠桃が大坂の兩替商升屋平右衛門の番頭であり、純然たる町人であり、それだけ商業に對する理解も深かつたが、又それだけ商業を神秘化した傾向がないでもない。

しかしこゝに注意しなければならないのは、この種の論者、蟠桃にしても、草間直方にしても町人であり、しかも町人階級が次第に勢力を得てゐたにも拘らず、その議論は現存せる社會に對し何等改進的意見の發見し得ぬことである。むしろ當時の社會状態の下に甘んじてゐる傾向さへ見える。これは普通町人階級の哲學とさへ云はれる心學に於いて明かに示されてゐる。(註六四)そこに何等進取的意義を發見することは出来ない。しかし彼等には町人として商業に對する一種の自負心を有してゐたことは言葉の末々に現れてゐる。この商業に對する自信がやがて上述したるが如き自由放任主義に似たる議論を生むに至つたのであらう。

註六一 草間直方「三貨圖彙」卷之五。

註六二 山片蟠桃「夢之代」卷之六。

註六三 同上。

註六四 瀧本誠一「經濟一家言」二九七頁以下。

七

以上私は徳川時代に於ける經濟論者が商業及び商人に對して如何なる觀念を有してゐたかを大體概観し得たと思

ふ。商業の必要は殆どすべての論者の認むるところであつた。しかし商業階級、即ち町人を劣等視する觀念と商業階級の發展に對する羨望とが二個の對策を生むだ。利を争ふことを極度に卑む者は自然經濟論へと向つた。利を争ふことは好まないが、そこに何等かの理由を附加して、——例へば貧民救済のためとか、食糧供給のためとか——その道徳心を満足させ得た者は商業官營論に進んだ。その何れにしても商業階級の繁榮には少なからざる反感を有してゐた。殊に彼等の獨占的利益に對し久しい間攻撃を續けてゐた。問屋株仲間の專横を極度に排斥したことは、以前に引用せる文章の示すが如くである。物價の騰貴は彼等の所爲となした。それが終に水野越前守の天保改革を生むに至つたのである。

それ等が示すが如く、これ等論者の議論は容易に實行し得られぬものであつた。殊に上に例として採つた春臺—子平—利明—信淵と發展してゆくに從つて實行は困難であつた。しかしこれ等論者の有せる觀念が、やがて明治初年の「士魂商才」の理念を生む基本となつたのである。今それ等の關係をこゝに述ぶる餘裕がない。唯最後に幕末に於ける諸議論との關係を簡單に述べて、この稿を終ることとする。

幕末に至つて對外關係は益々紛糾を告げるやうになり、從來の社會組織にかなり大なる疑惑を有するやうになつた。そして商業に對する議論にも、以前よりは一層他の要素が多く加味さるゝ傾向が強くなつた。しかし以前に述べた二つの對立は一層鮮明になつた。すでに以前に引用した堤正敏の商業論の如きと高野昌碩の商人遊民論の如きとが對立してゐた。しかし議論の中心は國內商業よりもむしろ對外商業にあつた。そしてそれは開國と攘夷との政

治的議論と結びついて複雑多様な種々な議論を生むだ。今その實例に依つて説明しよう。

開國通商を是認すれば、結局鎖國となることを主張する高島秋帆の如き議論がある。一種の中間説である。即ち交易と云ふのは利潤があるから起るのである。利潤がなければ頼んでも起らない。然るにわが國には金銅以外利潤となるものは何もない。従つて開國しても渡來することなく、鎖國も開國も問題とならない。まして數ヶ國通商を許せば、「御免に罷成候上、積渡候品格別下落仕候ときは、彼引合不申、猶代り物に受取可申品も無之、此處彼處合點仕候時は、渡來致し候様申候ても、渡來仕候儀は無之」と論じてゐる。(註六五) 彼の意とするところは勿論開國通商にあつたのであらう。彼が需要供給説に從つて論ずるところに多少の興味あるのみである。

交易を許すことは日本を商人國たらしむるものなりと論ずる者に大橋訥庵がある。「左様相成候得ば交易御禁制と異國渡海之御國禁は全く潰れ果候事にて日本も我狄同様之商人國に相成可申候、元來我狄は士と商との無差別、官位有之候者も諸國渡海交易致候事にて、夫は我狄ゆゑ義・恥之、一を少も存不申、只利潤之事而已專一に致候風儀に御座候故にて、日本は夫と事替り士と商人と差別正敷、士は義と恥とを第一に仕候故、萬國之貴國に相成居候處、右様相成候ては日本之貴き所は無之、彼等が仲間に落切候事にて落仕候斗りに御座候、」(註六六) ある意味に於いて商人排斥の消極論と同一系統に屬するものである。

之に反して商業官營論の系統に屬する者に佐久間象山がある。象山は秋帆に反し、わが國を以つて富饒の國となしてゐる。「皇國を以て外國と比較し候に、氣候の順正なる、米穀の富饒なる、人民の靈慧にして衆多なる、實外に

類もなき御國柄と可_レ申奉_レ存候、彼はこの點に於いても信淵と同一意見である。然るにわが國は三つの缺點を有してゐる。第一に遊民が多い。第二に貿易理財の道が開けてゐない。第三物産の學に精しくない。故にこれ等の點を救済しなければならぬ。「依て愚意奉_レ存候には、是迄の御會計に被_レ爲_二立置、別に専ら西洋の貿易理財の術取用ひ、御老中様の御内にて共御掛り被_レ爲_レ定、公儀御船を以て共御定額をも被_レ爲_レ立、不斷御國を始め五世界を往來して彼民と貿易し、其御出方を以て防海の入費、外蕃御接待の御用途に被_レ爲_レ充度儀と奉_レ存候、……又彼の國の方法に倣ひ、諸所に工作場を開き、互に相勵み候様御董正有_レ之、又物産の學を明かにして澤山の遺財を收め、其出來立候貨物と共に船に積み、五世界に御通商御座候は、莫大の御利分にて、防海其外の御用途に隨分御餘計可_レ有_二御座、其餘計を以て益々御國力を被_レ爲_レ振候様被_レ爲_レ勉候は、上様思召通り五世界第一等の御強國と相成候はん事、年を數へて可_レ奉_レ待儀と奉_レ存候、」(註六七) その意見の表現に於いて、又程度に於いては異なるが、本旨に於いては信淵と大した差異はない。

以上三つの代表的な例に依つて示さるゝが如く、幕末に於ける對外商業論は種々なる關係から複雑な表現を採らざるを得なかつた。しかし大體に於いて識者は商業の利益を知り、開國の止むを得ないことを知つてゐた。商業を賤業とし、末業とする僻見はなほ後まで續いてはゐたが、やがて「實業」の名稱の下に、又町人は「實業家」と呼ばれ、新時代に活躍する素地を作りつゝあつたのである。維新後の商工立國論は必ずしも偶然に採用されたのではない。唯幕末に於けるこれ等の論者の想像し得なかつた、又よし想像しても明白に豫想し得なかつた政治的變革が、これ

等の論者の主張せし商業官營論とは全く違つた商業的活動を齎したのであつた。(註六八)

(註六五) 高島喜平「上書」。

(註六六) 大橋訥庵「嘉永隨筆」。

(註六七) 佐久間象山「上書」嘉永三年九月。

(註六八) 本論文の後の部分の部分はなほ詳細に述べる豫定であつたが、すでに許された枚數を超過したので、暫くこゝに筆を置くこゝとする。意を盡さざりし點は讀者の寛容を祈る。

(昭和七年九月一日稿)